証券コード　8697
平成21年５月29日

株 主 各 位

大阪市中央区北浜一丁目８番16号
株式会社大阪証券取引所
取締役社長　米　田　道　生

第８回定時株主総会招集ご通知

拝啓　ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
さて，当社第８回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので，ご出席くださいますようご通知申し上げます。
なお，当日ご出席願えない場合には，お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ，同封の議決権行使書用紙に賛否を表示してご返送になるか，議決権行使書用紙に記載の当社議決権行使サイトにアクセスし，電磁的方法により行使することができますので，いずれかの方法により，平成21年６月18日（木曜日）午後４時50分までに到着するよう，議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１　日　　　時　平成21年６月19日（金曜日）午前10時
２　場　　　所　大阪市中央区北浜一丁目８番16号
大阪証券取引所ビル　３階　北浜フォーラム
３　目 的 事 項
報 告 事 項
(1) 第８期（平成20年４月１日から平成21年３月31日まで）事業報告，連結計算書類及び計算書類報告の件
(2) 会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項
第１号議案　剰余金の配当の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役２名選任の件
第４号議案　監査役３名選任の件
第５号議案　補欠監査役１名選任の件

４　議決権行使についてのお願い
郵送による場合
同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ，平成21年６月18日（木曜日）午後４時50分までに到着するよう，ご返送ください。
インターネットによる場合
３頁の【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】をご高覧のうえ，平成21年６月18日（木曜日）午後４時50分までに，ご行使ください。

以　上

当日ご出席の際は，お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお，株主総会参考書類，事業報告，計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は，インターネット上の当社ウェブサイト（**http://www.ose.or.jp/**）に掲載させていただきます。

【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】

議決権をインターネットにより行使される場合は，下記事項をご了承のうえ，行使していただきますよう，お願い申し上げます。

記

1．インターネットによる議決権行使は，当社の指定する次の議決権行使サイトをご利用いただくことによってのみ可能です。なお，携帯電話を用いたインターネットでもご利用になれます。

【議決権行使サイト】ＵＲＬ（http://www.webdk.net）



※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「ＱＲコード」を読み取り，議決権行使サイトに接続することも可能です。なお，操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

2．インターネットにより議決権を行使される場合は，同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ，画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。

3．インターネットによる議決権行使は，**平成21年６月18日（木曜日）午後４時50分**まで受付いたしますが，議決権行使結果の集計の都合上，お早めに行使されるようお願い申し上げます。

4．議決権行使書面とインターネットにより，二重に議決権を行使された場合は，インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

5．インターネットによって，複数回数，又はパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は，最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

6．議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

以　上

【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには，次のシステム環境が必要です。

①インターネットにアクセスできること。

②パソコンを用いて議決権行使される場合は，インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして，Microsoft® Internet Explorer 5.5 SP２以上又はNetscape 6.2以上を使用できること。ハードウェアの環境として，上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。

③携帯電話を用いて議決権行使される場合は，使用する機種が，128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。

（セキュリティ確保のため，128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので，一部の機種ではご利用できません。）

(Microsoftは，米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標です。Netscapeは，米国及びその他の諸国のNetscape Communications Corporationの登録商標です。)

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては，以下にお問い合わせくださいますよう，お願い申し上げます。

株主名簿管理人　住友信託銀行 証券代行部

【専用ダイヤル】 0120－186－417（24時間受付）

<用紙の請求等その他のご照会> 0120－176－417 （平日９:00～17:00)

【添付書類】

事　業　報　告

（平成20年４月１日から
平成21年３月31日まで）

１　企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社は，昨年12月25日に公開買付けにより株式会社ジャスダック証券取引所（ジャスダック）の発行済株式76.1%を取得し連結子会社といたしました。このため，当連結会計年度（当期）の業績については，ジャスダックの第４四半期を反映したものとなっております。(注)

当期における我が国経済は，米国のサブプライムローン問題に端を発した世界的な金融不安を背景に，急速な企業収益の悪化や，雇用情勢の悪化による個人消費の低迷等により急激に減速し，回復の兆しが見えない状況が続きました。このような状況を受け，当期における株式市場は，日経平均株価が前期（11,700円～18,200円台）に比べて大幅に下落し，7,000円～14,400円台のレンジで推移しました。

このような中，当社グループの当期の区分別の営業収益の概況は次のとおりとなりました。

(注)　業績数値の前年同期との比較に関する記載は行っておりません。

①　参加者料金

当期の当社グループが開設する取引所金融商品市場（当社グループ市場）のうちデリバティブ市場におきましては，前述の日経平均株価の大幅な変動に加えてイブニング・セッションの取引時間延長等の効果もあり，デリバティブの総取引高が前期を32.2%上回る１億６千万単位となり，過去最高を記録いたしました。取引金額につきましては，主力商品の日経平均株価先物が358兆８千億円と前期比28.4%減少したものの，日経225miniは103兆９千億円と前期比8.8%増加したうえ，日経平均株価オプションも５兆１千億円と前期比34.3%増加いたしました。

一方，現物市場では，新興市場を含む株式市場全般の売買低迷が続き，総売買代金が26兆１千億円と前期を下回りましたが，上場投資信託(ETF）の売買高及び売買代金が前期を上回りました。

この結果，参加者料金は126億62百万円となり，その主な内訳は，基本料６億76百万円，取引手数料69億８百万円，清算手数料36億72百万円，アクセス料13億５百万円となりました。

②　上場賦課金

当期は，有価証券上場手数料が３億48百万円，上場有価証券年賦課金が12億４百万円になりました。その結果，上場賦課金は15億52百万円となりました。

③　機器・情報提供料

当期の機器・情報提供料は，新たに開始したコロケーションサービス(注)に伴う収入等が加わったことから，55億45百万円となりました。

(注)　取引参加者の発注システムを当社の施設内に設置し，当社システムに接続することにより，注文発注の速度を向上させるサービスであります。

④　その他

当期のその他営業収益は，２億91百万円となりました。

(営業収益の内訳)

(単位：百万円，％)

区分		第８期（当期）(平成20年度)(連結)		第７期［ご参考］(平成19年度)(個別)	
		営業収益	構成比	営業収益	構成比
参加者料金		12,662	63.1	12,081	64.6
	基本料	676	3.4	656	3.5
	取引手数料	6,908	34.4	7,341	39.3
	清算手数料	3,672	18.3	2,998	16.0
	アクセス料	1,305	6.5	1,078	5.8
	その他	99	0.5	5	0.0
上場賦課金		1,552	7.7	1,527	8.2
	有価証券上場手数料	348	1.7	510	2.7
	上場有価証券年賦課金	1,204	6.0	1,016	5.5
機器・情報提供料		5,545	27.7	4,772	25.5
その他		291	1.5	307	1.7
合計		20,051	100.0	18,689	100.0

(注)　第８期（連結）については，ジャスダックの第４四半期の数値を反映しております。

このように，当社グループ市場におけるデリバティブ取引が活況を呈したことなどを受けて，当期の営業収益は200億51百万円となりました。一方，販売費及び一般管理費は，新サービス及び新商品の導入に伴う費用や，安定した取引所システムを提供するためのインフラ対応の実施により，減価償却費が増加したことなどから，123億17百万円となりました。その結果，営業利益は77億34百万円，当期純利益は63億72百万円となりました。

(2) 設備投資の状況

当期における設備投資額は33億24百万円であり，主に売買システム及び清算システムに係るシステム投資を行いました。

(3) 資金調達の状況

資金調達については，すべて自己資金で行っております。

(4) 対処すべき課題

現状において当社グループが対処すべき課題は以下のとおりです。

① 市場運営関連の課題

ａ デリバティブ市場関連の課題

当社グループの株価指数先物・オプション取引は，国内トップシェアを誇っており，その取引高は拡大を続けておりますが，当社グループの主力商品である日経平均株価先物を扱うシンガポール取引所（SGX）の取引高や，国内の他の金融商品取引所における株価指数先物取引の取引高も増加しております。また，デリバティブ市場は今後高い成長性が見込まれる分野として，国内外の取引所が競争力強化に注力しており，今後も厳しい競争が続くものと思われます。

また，我が国資本市場の競争力強化の観点から，総合取引所構想が打ち出され，金融・商品間の取引所の相互乗入れを実現する方向で検討が進められるなど，デリバティブ市場を巡る環境が大きく変化しようとしております。このような環境の変化を適切に捉え，当社グループ市場の競争力強化のための施策を講じていくことが課題であると認識しております。

このような状況に対し，当社グループは，これまで19時までとしていた株価指数先物・オプション取引のイブニング・セッションを，昨年10月より20時までに延長したことに加え，本年５月に国外取引参加者制度の導入，同年７月に取引所外国為替証拠金取引（大証FX）市場の創設を予定しております。また，株価指数先物・オプション取引等につきましても，海外取引所との提携を通じて24時間取引の実現等を目指しております。

ｂ 現物市場関連の課題

現物市場の中核に位置付けられるのが，当社市場の市場第一部・第二部及びニッポン・ニュー・マーケット－「ヘラクレス」(ヘラクレス)，並びにJASDAQ市場です。当社グループでは，我が国経済の成長を支えるこれら市場の品質と効率性・利便性の向上に取り組んでおります。なかでも，ヘラクレス及びJASDAQ市場は，成長性の高い企業の会社創成期でのIPOを促進するとともに，継続的な事業により良好な収益性を維持する企業が上場する安定的な市場としての役割を果たしており，新興企業に対し資金調達の場を，投資家に有用な投資機会を提供することで，我が国経済の成長に寄与していると考えます。

我が国の新興市場を取り巻く環境は，新規上場会社数が大幅に減少するなど，厳しい状況となっております。このような中，早急に新興市場の信頼を回復し，投資家・上場会社の皆様にとって効率的で魅力のある新興市場の構築を目指し，昨年12月25日にジャスダックを子会社といたしました。今後は，当社グループ市場のヘラクレスとJASDAQ市場との統合により，信頼性と競争力を備えた新興市場の実現を目指してまいります。また，現在，当社市場とJASDAQ市場でそれぞれ異なるシステムにより売買を行っておりますが，本年９月を目途に，当社システムに統合する予定です。これにより，両市場の１システム・１アクセスの実現による利便性向上等を実現してまいります。

この他，当社グループでは，ETF，未公開企業や上場後５年未満の企業等いわゆる新興企業を投資対象とした内国投資証券（ベンチャーファンド）等，特色ある商品を上場しております。なかでも，ETFについては，前期に上場した金価格連動型ETF及び中国株価指数連動型ETF等に続き，昨年９月には我が国で初めてインド通貨ルピー，ブラジル通貨レアル及びロシア通貨ルーブルそれぞれに連動するETFが上場しました。今後も，投資家のニーズを踏まえつつ，魅力ある上場商品の開発に取り組んでまいります。

c　清算業務関連の課題

当社グループは，金融商品取引清算機関として，当社グループが取扱うデリバティブ取引に係る清算業務を行っております。清算機関の役割は，取引の売り手・買い手それぞれの相手方となって個々の信用リスクを遮断し，決済の確実な履行を確保することにあり，金融商品取引清算機関がこうした役割を果たすことによって，初めて金融商品取引市場は十分に機能することができます。昨年９月のリーマン・ブラザーズ証券の破綻の際には，この信用リスクが顕在化する局面がありましたが，決済の確実な履行を確保するという清算機関としての役割を果たすことができたと考えております。

このようなことから，当社グループ市場における清算リスクを適切に管理するとともに，清算参加者の破綻等に備えて十分な財務資源を確保することにより，市場の安全性や競争力を向上させることが，当社グループの重要な課題となっております。

当社グループでは，清算参加者が保有するポジションのリスクについてモニタリングを実施しております。また，清算参加者で決済不履行が発生した場合への備えとして，金融商品取引法によって預託の受入れが義務付けられている取引証拠金を受け入れております。さらに，清算参加者の破綻があった場合等の損失を補填するための原資として清算預託金を受け入れる他，先物取引等違約損失準備金を積み立てるなど，十分な財務資源確保に努めております。

②　自主規制業務関連の課題

公益及び投資者の保護の実現を図るという自主規制機関としての金融商品取引所の公共的使命に照らし，当社グループでは自主規制業務の一層の充実を重要な課題と位置付け，取り組んでおります。

当社グループでは，同業務の適正な運営を図るために，社外取締役が過半数を占める「自主規制委員会」を設置し，同委員会が自主規制業務に関する事項の決定を行うことにより，自主規制部門の独立性を確保しております。さらに，当社は，同委員会の実効性を高めるため，規律委員会や上場委員会といった諮問委員会を設置するとともに，自主規制委員会に関連する職務を補助する専任部署として補佐役を設けております。また，上場企業を巡る様々な問題が発生していることを踏まえ，企業行動規範違反に対する警告制度の導入や，これに伴う上場廃止基準の見直しなど，上場制度の整備にも取り組んでまいりました。さらに，会社関係者以外によるインサイダー取引が増加していることなどを踏まえ，取引参加者とも連携し円滑な情報収集を行えるよう環境の整備を行い，インサイダー取引の防止に注力してまいりました。今後とも自主規制委員会の下で，自主規制業務の一層の強化を図ってまいります。

また，ヘラクレスとJASDAQ市場との統合に向け，自主規制部門のノウハウを共有化することにより，当社グループの自主規制業務の更なる向上を目指します。

③　システム関連の課題

近年のIT技術の進展により取引所もシステムの高度化が進んでおり，その安定性・処理性能等が市場間競争における優位性確保に大きな影響を及ぼす状況となっております。

このような状況の中，当社グループは本年２月にNASDAQ OMXグループと戦略的なパートナーシップの構築を目的とした覚書を締結しました。現在，デリバティブ取引の次期システムに同社のパッケージソフトを採用することを前提とし，平成22年度上期中の導入に向けて，要件定義等の作業を鋭意進めております。

④　組織・人事運営関連の課題

新商品・新制度の企画・立案，取引審査・参加者監理・上場審査といった自主規制機能，システム開発をはじめとする各分野において取引所の機能を高めていくためには，人材の育成・確保・活性化が極めて重要です。今後も，事業環境の変化に対応した人材育成や社員教育の強化，経営目標の達成を支える人事制度の確立に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては，今後ともご支援，ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区　　　分	第５期 (平成17年度) (個別)	第６期 (平成18年度) (個別)	第７期 (平成19年度) (個別)	第８期(当期) (平成20年度) (個別)	第８期(当期) (平成20年度) (連結)
営　業　収　益	13,323	16,093	18,689	18,902	20,051
経　常　利　益	5,091	7,058	10,008	9,331	9,444
当 期 純 利 益	3,262	4,806	6,054	6,318	6,372
１株当たり当期純利益	11,993円	17,802円	22,422円	23,400円	23,603円
総　　資　　産	266,588	247,214	361,085	500,947	507,508
純　　資　　産	33,659	36,691	40,406	44,223	46,396

(注) １　１株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づいて算出しておりますが，平成18年10月１日を効力発生日として普通株式１株を３株に株式分割しておりますので，第５期及び第６期については，期首に株式分割したものとみなして算出しております。
２　第６期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会　平成17年12月９日　企業会計基準第５号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会　平成17年12月９日　企業会計基準適用指針第８号）を適用しております。
３　当社は，当期より連結計算書類を作成しております。
４　第８期（連結）については，ジャスダックの第４四半期の数値を反映しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

昨年12月25日にジャスダックの発行済株式総数の76.1％を取得し子会社といたしました。これにより，ジャスダック及び同社の子会社である株式会社ジャスダック・システムソリューションが新たに当社の関係会社となりました。

なお，株式会社ジャスダック・システムソリューションは，本年３月31日に開催された同社の臨時株主総会で解散が決議されましたので，本年６月中を目途に清算が結了する予定となっております。

(7) 主要な事業内容（平成21年３月31日現在）

当社グループは，金融商品取引法第２条第17項に規定される取引所金融商品市場を開設し，公益及び投資者の保護に資するため，有価証券の売買又は市場デリバティブ取引が公正，円滑に行われることを旨として当該市場を運営しております。

また，自主規制機関として市場の公正性，透明性を高め，投資者の信頼を確保するため，不公正取引の監視と未然防止に努めるとともに，相場の公表その他取引所金融商品市場の開設等に附帯する業務を行っております。

さらに，金融商品取引法第２条第29項に規定される金融商品取引清算機関として，当社グループが取扱うデリバティブ取引について，同第２条第28項に規定される金融商品債務引受業を行っております。

当社グループ市場における売買等の対象，上場会社数並びに取引参加者数及び清算参加者数は，次のとおりであります。

① 売買等の対象

区分	売買等の対象
当社市場	内国株券，外国株券，内国投資証券（ベンチャーファンド），外国投資証券（カントリーファンド），ETF，カバードワラント，転換社債型新株予約権付社債券等 株価指数先物（日経平均株価，日経225mini，日経株価指数300， Russell / Nomura Prime インデックス），株価指数オプション（日経平均株価，日経株価指数300），個別証券オプション
ＪＡＳＤＡＱ市場	内国株券，出資証券，投資証券（不動産投資信託証券），転換社債型新株予約権付社債券

② 上場会社数

有価証券区分	上場市場区分	所属区分	上場会社数・銘柄数
株券	市場第一部・第二部市場	市場第一部	615社
		市場第二部	235社
	ヘラクレス	スタンダード，グロース	163社
	ＪＡＳＤＡＱ市場（うちＮＥＯ）		908(5)社
	計		1,921社
出資証券			1銘柄
内国投資証券			3社
外国投資証券			4社
ＥＴＦ			12銘柄
カバードワラント			106銘柄

（注）１　上記の他，当社にはJ－NET市場があり，内国株券，内国投資証券，ETF，カバードワラント等が上場されております。
２　ヘラクレス，JASDAQ市場に重複上場する銘柄は，それぞれの市場で社数に含めておりますので合計とは一致しません。

③ 取引参加者数及び清算参加者数

区分	当社		ジャスダック
取引参加者	現物・先物取引等取引参加者	77社	108社
	現物取引参加者	3社	
	先物取引等取引参加者	14社	
	ＩＰＯ取引参加者	2社	
	計	96社	
清算参加者		90社	

(8) 主要な営業所（平成21年３月31日現在）

① 当社

本　　店　大阪市中央区北浜一丁目８番16号

東京支社　東京都中央区日本橋茅場町一丁目７番１号

② 子会社

株式会社ジャスダック証券取引所

本　　店　東京都中央区日本橋茅場町一丁目５番８号

分　　室　東京都中央区日本橋小網町19番５号

(9) 従業員の状況（平成21年３月31日現在）

① 当社グループの従業員の状況

従業員数
368名

(注) 当社は，当期より連結計算書類を作成しておりますので，前期末比増減については記載しておりません。

② 当社の従業員の状況

区分	従業員数（前期末比増減）	平均年齢	平均勤続年数
男性	162名 (+6)名	41歳 6月	13年 0月
女性	50名 (+2)名	44歳 8月	21年 9月
合計又は平均	212名 (+8)名	42歳 3月	15年 0月

(注) 1 上記従業員には，社外への出向者２名が含まれております。
2 上記従業員には，社外からの出向者７名が含まれております。
3 上記従業員には，執行役員４名が含まれております。

(10) 主要な借入先（平成21年３月31日現在）

該当事項はございません。

なお，連結貸借対照表記載の長期借入金は，独立行政法人福祉医療機構からの従業員向け住宅転貸融資金であります。

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

２ 会社の株式に関する事項（平成21年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　930,000株

(2) 発行済株式の総数　270,000株

(3) 株主数　5,642名

(4) 大株主

順位	株　　主　　名	持株数	持株比率
1	NORTHERN TRUST GLOBAL SERVICES LTD RE NORWEGIAN CLIENTS ACCOUNT	14,201 株	5.26 %
2	THE CHASE MANHATTAN BANK,N.A.LONDON SECS LENDING OMNIBUSACCOUNT	14,062	5.21
3	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	13,625	5.05
4	株式会社CSKホールディングス	13,437	4.98
5	STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	9,807	3.63
6	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	9,766	3.62
7	THE BANK OF NEW YORK,TREATY JASDEC ACCOUNT	8,428	3.12
8	THE GOVERNOR N COMPANY OF THE BANK OF IRELAND A/C CLIENTS	4,868	1.80
9	三菱UFJ証券株式会社	4,810	1.78
10	NORTHERN TRUST CO.AVFC RE FIDELITY FUNDS	4,598	1.70

(注) 1　第８期に次の法人より「大量保有報告書」等の提出があり，下記の報告義務発生日現在における当社株式の所有状況について報告を受けましたが，当社として当該事業年度末現在における実質所有株式数を確認できませんので，上記「大株主」の状況には含めておりません。
　なお，「大量保有報告書」等が複数回提出されている場合は，当該事業年度内における持株数に係る最新の報告書の概要を記載しております。

法　人　名	提出日	報告義務発生日	持株数	持株比率
フィデリティ投信株式会社	平成20年11月21日	平成20年11月14日	23,569 株	8.73 %
スカゲン・エーエス	平成21年２月27日	平成21年２月24日	13,701	5.07

2　第９期に次の法人より「大量保有報告書」等の提出があり，下記の報告義務発生日現在における当社株式の所有状況について報告を受けました。
　なお，「大量保有報告書」等が複数回提出されている場合は，当該事業年度内における持株数に係る最新の報告書の概要を記載しております。

法　人　名	提出日	報告義務発生日	持株数	持株比率
株式会社CSKホールディングス	平成21年４月16日	平成21年４月14日	1,800 株	0.67 %
野村證券株式会社	平成21年５月11日	平成21年４月30日	12,218	4.53

3　上記「大量保有報告書」等に係る持株数は，共同保有者がいる場合には共同保有者分を含んでおります。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はございません。

3　会社の新株予約権等に関する事項（平成21年３月31日現在）

該当事項はございません。

４　会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成21年３月31日現在）

氏　　名	地　　位	担当業務	他の法人等の代表状況
米田道生	代表取締役社長	全般統括，考査室	
小島茂夫	代表取締役 常務取締役	経営管理本部 市場運営本部	
藤倉基晴	常務取締役	自主規制本部	
有冨和利	常務取締役	システム本部	
荒川洋二	社外取締役		
奥田　務	社外取締役		J.フロントリテイリング㈱代表取締役社長兼最高経営責任者, ㈱大丸代表取締役会長
川本裕子	社外取締役		
堺屋太一 (本名　池口小太郎)	社外取締役		㈱堺屋太一事務所代表取締役, ㈱堺屋太一研究所代表取締役
森中　蕃	社外取締役		光証券㈱代表取締役会長
中野　實	常勤監査役		
岩城　裕	社外監査役		
大津隆文	社外監査役		

(注) １　社外取締役 小林いずみは，平成20年11月14日をもって，また，社外取締役 松本学は，平成21年１月16日をもって，それぞれ辞任いたしました。
２　取締役社長 米田道生は，大阪中小企業投資育成㈱の社外取締役を兼任しております。
３　社外取締役 荒川洋二は，当社自主規制委員会委員長，同じく川本裕子及び常務取締役 藤倉基晴は，当社自主規制委員会委員であります。

(2) 執行役員の氏名等（平成21年３月31日現在）

氏　　名	地　　位	担当業務
中川博司	常務執行役員	経営管理本部財務グループ
政次保孝	常務執行役員	市場運営本部清算・決済管理グループ
山澤光太郎	常務執行役員	市場企画本部市場企画グループ, 業務推進グループ
村田雅幸	執行役員	市場企画本部上場サポートグループ, 広報グループ

(注) １　執行役員 丸山雅彦は，平成21年１月29日をもって退任いたしました。
２　神木龍哉は，平成21年４月１日をもって執行役員に就任いたしました。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

(単位：名，百万円)

区　分	取締役		監査役		計	
	支給対象	支給見込額	支給対象	支給見込額	支給対象	支給見込額
① 報酬等の総額	11	194	3	30	14	225
② うち社外役員の報酬等の総額	7	37	2	7	9	45
③ ①のうち役員賞与	4	33	1	5	5	38

(注) 1　会社法施行規則に基づき，当事業年度に係る金額を表示しております。
2　役員賞与の支給対象は，常勤取締役及び常勤監査役であります。
3　上記には平成20年11月14日をもって辞任した社外取締役 小林いずみ及び平成21年１月16日をもって辞任した社外取締役 松本学を含めております。
4　平成18年６月23日開催の第５回定時株主総会において，退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給が決議され，当期末現在における今後の打切り支給の予定額は，取締役２名に対し総額74百万円，監査役１名に対し６百万円であります。

(4) 社外取締役及び社外監査役に関する事項

① 取締役　荒川　洋二

ア　他の会社の社外役員の兼任状況

㈱ロイヤルホテル 社外監査役，住友化学㈱ 社外監査役であります。

イ　当事業年度における主な活動状況

(ア)　取締役会への出席状況及び発言状況

・出席率は91%であります。
・必要に応じ，主に経験豊富な法律家としての専門的見地より，発言しております。

② 取締役　奥田　　務

ア　他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

J.フロントリテイリング㈱ 代表取締役社長兼最高経営責任者，㈱大丸 代表取締役会長であります。J.フロントリテイリング㈱は，当社市場の上場会社という関係にあります。㈱大丸と当社との間には特別な取引関係はございません。

イ　他の会社の社外役員の兼任状況

㈱りそなホールディングス 社外取締役，㈱毎日放送 社外監査役であります。

ウ　当事業年度における主な活動状況

(ア)　取締役会への出席状況及び発言状況

・出席率は82%であります。
・必要に応じ，主に経験豊富な上場会社経営者としての立場より，発言しております。

③ 取締役　川本　裕子

ア　他の会社の社外役員の兼任状況

㈱りそなホールディングス 社外取締役，マネックスグループ㈱ 社外取締役，ヤマハ発動機㈱ 社外取締役，東京海上ホールディングス㈱ 社外監査役であります。

イ　当事業年度における主な活動状況

(ア)　取締役会への出席状況及び発言状況

・出席率は100%であります。
・必要に応じ，主に経験豊富な学識経験者としての専門的見地より，発言しております。

④　取締役　小林いずみ

ア　他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

在任中はメリルリンチ日本証券㈱ 代表取締役社長であり，メリルリンチ日本証券㈱は，当社市場の取引・清算参加者という関係にありました。

イ　他の会社の社外役員の兼任状況

在任中は三菱UFJメリルリンチPB証券㈱ 社外取締役でありました。

ウ　当事業年度における主な活動状況

(ア)　取締役会への出席状況及び発言状況

・在任中の出席率は100%でありました。

・必要に応じ，主に経験豊富な証券会社経営者としての専門的立場より，発言しておりました。

⑤　取締役　堺屋　太一

ア　他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

㈱堺屋太一事務所 代表取締役，㈱堺屋太一研究所 代表取締役であり，両社と当社とは商取引を含めて一切関係はございません。

イ　当事業年度における主な活動状況

(ア)　取締役会への出席状況及び発言状況

・出席率は91%であります。

・必要に応じ，主に経験豊富な学識経験者としての専門的見地より，発言しております。

⑥　取締役　松本　　学

ア　当事業年度における主な活動状況

(ア)　取締役会への出席状況及び発言状況

・在任中の出席率は100%でありました。

・必要に応じ，主に上場会社及び証券会社経営者としての豊富な経験を踏まえ専門的立場より，発言しておりました。

⑦　取締役　森中　　蕃

ア　他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

光証券㈱ 代表取締役会長であり，光証券㈱は，当社市場の取引・清算参加者という関係にあります。

イ　当事業年度における主な活動状況

(ア)　取締役会への出席状況及び発言状況

・出席率は100%であります。

・必要に応じ，主に経験豊富な証券会社経営者としての専門的立場より，発言しております。

⑧　監査役　岩城　　裕

ア　当該事業年度における主な活動状況

(ア)　取締役会への出席状況
出席率は100％であります。

(イ)　監査役会への出席状況
出席率は100％であります。

(ウ)　取締役会及び監査役会における発言状況
必要に応じ，主に経験豊富な法律家としての専門的見地より，発言しております。

⑨　監査役　大津　隆文

ア　当該事業年度における主な活動状況

(ア)　取締役会への出席状況
出席率は100％であります。

(イ)　監査役会への出席状況
出席率は100％であります。

(ウ)　取締役会及び監査役会における発言状況
必要に応じ，主に上場会社及び指定証券金融会社の経営者としての豊富な経験を踏まえ専門的立場より，発言しております。

(5) 責任限定契約に関する事項

ア　当社は各社外取締役との間で会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており，当該契約に基づく賠償責任限度額は，金100万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額となります。

イ　当社は各社外監査役との間で会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており，当該契約に基づく賠償責任限度額は，金100万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額となります。

(6) その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はございません。

5　会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

あずさ監査法人

(2) 当期に係る会計監査人に対する報酬等の額

①　公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額　48百万円

②　当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　83百万円

(注) 1　当社及び子会社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と，金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておりませんので，①及び②の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。

2　①と②の差額35百万円は，公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務である「デュー・デリジェンスに関するアドバイザリー業務」についての対価であります。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は，会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか，会計監査人がその職務を適切に遂行することが困難と認められる場合等には，監査役会の同意又は請求により，解任又は不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

6　会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

①　内部統制システム構築・運用の基本方針

ア　上場証券取引所として相応しい組織であるために，かつ，行動規範に定めるコーポレートアイデンティティーに合致するように構築しております。

イ　社会情勢や当社を取り巻く経済環境の変化等に対応するために，少なくとも年１回，取締役会において審議し，必要に応じて改正することとします。

ウ　また，細部の運用については，取締役会決定の範囲内であることを前提に，業務の実態に合わせて取締役社長又は担当役員（その業務の執行の責任を有する取締役又は執行役員をいう。以下同じ。）の判断若しくは経営執行委員会での審議を踏まえて随時見直すこととします。

②　当社の内部統制システム

ア　取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(ア)　当社の公共性，透明性向上，市場参加者の意見を反映させるため，常勤取締役よりも社外取締役の人数を多くし，社外取締役のうち若干名以上を有識者・学識経験者から選任します。

(イ)　当社の自主規制業務の独立性を確保するため，金融商品取引法に基づいて，取締役３名以上（うち過半数は社外取締役）で構成される自主規制委員会を設置しております。

(ウ)　当社の業務に関する重要事項を専門的に審議し，幅広い意見を集約するため，次の各委員会を設置しております。

ａ　市場運営委員会
ｂ　清算業務委員会
ｃ　清算リスク評価委員会
ｄ　規律委員会
ｅ　上場委員会

(エ)　役職員に関する「行動規範」他の社内規則を定め，あらゆる企業活動の場面において法令及び定款その他社内規則に適合するよう行動するとともに，担当役員及び管理職に対して指導・監督責任を課しております。

(オ)　当社における法令順守の状況等を組織横断的に把握し，必要に応じて全社的な調整・対処を図るため，経営管理本部総務グループをコンプライアンス統括部門とし，コンプライアンス担当役員を定めております。経営管理本部総務グループがコンプライアンスに関して統括業務を執行する際には，考査室及び監査役室と協議することとしております。

(カ)　業務執行に当たって法令又は定款その他社内規則に抵触するおそれがあると判断される事項については，コンプライアンス統括部門との協議及び法律専門家の意見等を踏まえ，担当役員及び管理職の責任において疑義を解消した上で，業務を執行しております。

(キ)　事務の運営等が法令及び定款その他の社内規則又は当社の経営に関する方針等に基づいて適法かつ適正に行われているか，また，そのためのリスク管理が適切に行われているか，さらに，事務の合理的かつ能率的な運営が行われているか，独自の立場から検討・評価すべく，取締役社長直轄の考査室による内部考査を実施しております。

(ク)　内部牽制機能を高め，不正行為の抑止等を図る観点から，役職員に関する不正行為等の通告を受け付けるコンプライアンス・ホットライン及びホットライン委員会（社外取締役，弁護士等の外部委員を含む。）を設置しております。

(ケ)　コンプライアンス・ホットラインに通告があった場合，ホットライン委員会は，事実調査を行い，必要に応じて取締役会に対する報告等を行います。

(コ)　役職員による法規違反等を発見した場合，コンプライアンス統括部門は関係部署とともに事実調査を行います。当該調査結果に応じて，再発防止策を策定・実施し，取締役会に対する報告等を行います。取締役社長又は経営管理本部人事グループは法規違反等の内容に応じて違反者等に対する処分を決定することとしております。

(サ)　役職員のコンプライアンス意識を継続的に向上させるために，経営管理本部総務グループ及び人事グループが共同して定期的にコンプライアンス研修を実施しております。

(シ)　「行動規範」に，以下のとおり，反社会的勢力との関係断絶について定めております。

a　違法行為や反社会的行為に関わらないよう，基本的な法律知識，社会常識と正義感を持ち，常に良識ある行動に努めます。

b　反社会的勢力には毅然として対応し，一切関係を持ちません。また，反社会的勢力等から不当な要求を受けた場合，毅然とした態度で接し，金銭等を渡すことで解決を図りません。

c　当社の開設する市場の運営に際して，反社会的勢力の取引所金融商品市場への介入を許しません。

イ　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(ア)　次の諸規程を定め，情報の保存及び管理を行っております。

a　文書規程：文書事務の正確かつ迅速な処理を図ります。

b　内部情報管理規程：役職員が取得した内部情報の管理の徹底及び内部者取引の未然防止を図ります。

c　情報セキュリティポリシー：当社の情報システム（IT)，情報資産の取扱いと情報セキュリティ対策の基本的な考え方及び施策を定めます。

(イ)　役員の業務執行に係る情報として，上記諸規程に基づき，次の文書をはじめとする各種文書について保存期間を定め，組織的な記録の保存を行っております。

a　株主総会議事録

b　取締役会議事録

c　自主規制委員会議事録

d　経営執行委員会議事録

e　りん議書

f　その他重要な文書

(ウ)　「個人情報保護ポリシー」及び金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」に従った「個人データの安全管理措置等に関する取扱い」等を定め，個人情報を保護しております。

(エ)　当社では，事業の公共性，特殊性に鑑み，役職員に対して原則として有価証券の売買等を禁止しております。

ウ　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(ア)　当社の経営上のリスクを識別した上で，リスク管理方法等について定めた「リスク管理規程」を制定しております。

当社におけるリスク分類は次の８分類

a　ビジネスリスク

b　システムリスク

c　清算決済リスク

d　災害リスク

e　コンプライアンスリスク

f　業務リスク

g　財務リスク

h　レピュテーションリスク

全部署に「リスク管理責任者」を置き，担当部署のリスクの識別，リスクの大きさ・影響度，発生可能性の分析を義務付けております。

リスク分析等の結果を踏まえ，リスクの高い業務プロセスに関してはマニュアルの策定等のリスクへの適切な対応を図ります。

（イ） 経営管理本部総務グループをリスク管理統括部門とし，リスク管理責任者の行った分析結果をリスク管理統括部門において一元的に集約・評価しております。
リスク管理の状況等を組織横断的に情報収集，分析・評価結果に対する改善指図，全社的なリスク回避策等の策定，調整，対処等を統制する「リスク管理委員会」を設置しております。
その他，必要に応じて全社的な調整・対処を行い，災害発生時の事業継続計画（BCP）の策定を図るなど，緊急時の体制を整備しております。

（ウ） 当社事業におけるシステムの重要性に鑑みて，システムに関するリスクについては特段の対応を図る必要があることから，市場運営・システム運行に関わる関係部署が参加するシステム運行管理委員会（委員長：システム本部担当役員）を設置し，システムの処理能力，運行状況，リスクに関する認識の共有化を図り，業務上の留意点の確認やシステム障害時の事業継続計画（BCP）及び緊急対応計画等を策定することにより事前のリスク管理の実効性を高めております。

（エ） 上記リスクが顕在化し，危機が発生した場合には，取締役社長をトップとする各危機に応じた対策本部を設置することとし，全社的な情報の収集，対策の策定及び指図を迅速に行います。

エ　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（ア） 執行役員制度を導入し，業務執行権限を執行役員に委譲して執行責任を明確にした上で，効率的に業務を遂行させております。

（イ） 取締役会での議論をより円滑に進めるため，常勤取締役及び執行役員から構成される経営執行委員会を設置し，取締役会での意思決定を要する事項の事前審議を行っております。

（ウ） 担当役員の業務分担を定めるとともに，「組織規程」によって各部署の事務分掌等を，「りん議規則」によって決裁権限をそれぞれ定め，指揮・命令系統及び業務執行責任を明確化しております。

（エ） 毎年度末に翌期の業務計画及び予算並びに翌期を初年度とする３か年の中期経営計画を策定し，この過程において，業務計画に合わせて経営資源を効率的に配分するよう努め，その進捗状況・結果については，経営執行委員会において審議しております。

オ　当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

（ア） 関係会社の経営についてはその自主性を尊重しつつ，グループ横断的な連絡会等を通じて，グループとしての経営の基本方針及び経営課題等を含む情報の共有化を図ります。

（イ） 経営管理本部総務グループを関係会社統括部署とし，「関係会社管理規程」に定める関係会社の経営上の重要事項等の協議・報告ルール等により，関係会社における業務の適法性・適正性を確保します。

（ウ）　関係会社統括部署は，関係会社のコンプライアンス及びリスク管理体制等の整備並びに運用状況の把握に努め，必要に応じその是正を求めることとします。

（エ）　内部牽制機能を高め不正行為等の抑止等を図るため，当社のコンプライアンス・ホットラインをグループの内部通報システムとして，関係会社の役職員が利用できることとします。

（オ）　当社の考査室は，関係会社に対して定期的な内部監査を実施し，リスクに対する統制状況や法令順守等について必要な内部監査を実施します。

カ　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項，当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

（ア）　監査役の職務を補助すべき者として，監査役室を設置し，専任の担当者を置いております。

（イ）　監査役室の取締役からの独立性を確保するため，監査役室の体制，異動，考課については，事前に常勤監査役の同意を得るようにしております。

（ウ）　監査役は，監査役室所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし，監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して，取締役，執行役員等の指揮命令を受けないものとしております。

キ　取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

（ア）　常勤取締役，執行役員及び職員は，あらかじめ監査役と協議して定めた報告事項について実効的かつ機動的に報告を行います。

（イ）　常勤取締役及び執行役員は，定例的に報告すべき事項のほか，会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実や法令・定款に違反する重大な事実を発見したときは，直ちに監査役に報告を行います。

（ウ）　監査役は，常勤取締役及び執行役員に対して，必要な調査・報告等を要請することができ，経営執行委員会その他の重要会議に出席して必要な説明を求めることができます。

（エ）　監査役は，関係会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項については，定例的又は必要に応じて関係会社統括部署から報告を求めることができるものとします。また，当社の監査に必要な範囲で子会社に対し事業の経過の概要につき報告を求めるとともに，さらに必要と認めたときは，子会社に対してその業務及び財産の状況の調査を行います。

ク　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（ア）　常勤取締役及び執行役員は，必要に応じて監査役と会合を持ち，経営方針，当社が対処すべき課題，当社を取巻くリスクのほか，監査役監査の整備状況，監査上の重要課題等について意見を交換し，監査役監査の重要性と相互認識の理解を深めるよう努めております。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は，会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針や買収防衛策については，特に定めておりません。

ただし，当社株式（議決権）の一定数以上の取得・保有については，次のような法律による規制があります。

(ご参考) 関係条文抜粋

① 金融商品取引法第103条の２第１項

何人も，株式会社金融商品取引所の総株主の議決権の百分の二十（その財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実として内閣府令で定める事実がある場合には，百分の十五。以下この章において「保有基準割合」という。）以上の数の議決権（取得又は保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。以下この章において「対象議決権」という。）を取得し，又は保有してはならない。ただし，認可金融商品取引業協会，金融商品取引所又は金融商品取引所持株会社が取得し，又は保有する場合は，この限りでない。

② 金融商品取引法第106条の３第１項

地方公共団体その他の政令で定める者（以下この条，第106条の14及び第106条の17において「地方公共団体等」という。）は，第103条の２第１項の規定にかかわらず，内閣府令で定めるところにより，内閣総理大臣の認可を受けて，株式会社金融商品取引所の総株主の議決権の保有基準割合以上百分の五十以下の数の対象議決権を取得し，又は保有することができる。

◎ 以上のご報告は，次により記載しております。
1 記載金額は，表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2 比率（%）は，表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(平成21年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	**483,520**
現金及び預金	27,543
営業未収入金	1,843
有価証券	6,018
前払費用	144
取引証拠金特定資産	426,985
清算預託金特定資産	20,058
繰延税金資産	263
その他	673
貸倒引当金	△10
固定資産	**23,987**
有形固定資産	**3,493**
建物	1,547
構築物	3
情報システム機器	1,381
工具器具備品	227
土地	100
建設仮勘定	232
無形固定資産	**8,180**
ソフトウェア	7,093
ソフトウェア仮勘定	1,046
その他	41
投資その他の資産	**12,313**
投資有価証券	8,840
長期貸付金	29
長期前払費用	80
差入保証金	412
信認金特定資産	548
繰延税金資産	1,826
その他	649
貸倒引当金	△74
資産合計	**507,508**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**456,607**
短期借入金	0
未払金	442
未払費用	855
未払法人税等	1,593
未払消費税等	124
預り金	3,935
取引証拠金	426,985
清算預託金	20,058
賞与引当金	196
役員賞与引当金	38
システム変更損失引当金	1,432
リース資産減損勘定	874
繰延税金負債	4
その他	64
固定負債	**4,503**
長期借入金	1
長期預り金	507
信認金	548
退職給付引当金	2,353
繰延税金負債	22
負ののれん	855
その他	213
負債合計	**461,111**
純資産の部	
株主資本	**44,278**
資本金	**4,723**
資本剰余金	**4,825**
利益剰余金	**34,729**
評価・換算差額等	**△5**
その他有価証券評価差額金	**△5**
少数株主持分	**2,124**
純資産合計	**46,396**
負債・純資産合計	**507,508**

連結損益計算書

（平成20年４月１日から 平成21年３月31日まで）

(単位：百万円)

科目	金	額
営業収益		**20,051**
参加者料金	12,662	
上場賦課金	1,552	
機器・情報提供料	5,545	
その他	291	
販売費及び一般管理費		**12,317**
営業利益		**7,734**
営業外収益		**1,740**
受取利息	1,587	
受取配当金	49	
負ののれん償却額	77	
その他	25	
営業外費用		**29**
支払利息	12	
その他	17	
経常利益		**9,444**
特別利益		**66**
貸倒引当金戻入額	61	
取引参加者過怠金	5	
特別損失		**666**
固定資産臨時償却費	352	
投資有価証券評価損	173	
その他	140	
税金等調整前当期純利益		**8,844**
法人税，住民税及び事業税		3,621
法人税等調整額		△1,143
少数株主損失		7
当期純利益		**6,372**

連結株主資本等変動計算書

（平成20年４月１日から
平成21年３月31日まで）

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
平成20年３月31日残高	4,723	4,825	30,786	40,335
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当	—	—	△2,430	△2,430
当期純利益	—	—	6,372	6,372
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	3,942	3,942
平成21年３月31日残高	4,723	4,825	34,729	44,278

	評価・換算差額等		少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成20年３月31日残高	71	71	—	40,406
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当	—	—	—	△2,430
当期純利益	—	—	—	6,372
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△77	△77	2,124	2,047
連結会計年度中の変動額合計	△77	△77	2,124	5,990
平成21年３月31日残高	△5	△5	2,124	46,396

連　結　注　記　表

（平成20年４月１日から
平成21年３月31日まで）

１　連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

①　連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数　　　　　　　　　２社

主要な連結子会社の名称

株式会社ジャスダック証券取引所

株式会社ジャスダック・システムソリューション

当連結会計年度から，新たに取得した株式会社ジャスダック証券取引所及び株式会社ジャスダック・システムソリューション２社を連結の範囲に含めております。

②　主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

③　他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社としなかった当該他の会社等の名称

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は，連結決算日と一致しております。

(4) 会計処理基準に関する事項

１　重要な資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券

ａ　満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

ｂ　その他有価証券

時価のあるものについては，主として連結決算日前１ヶ月の市場価格の平均に基づく時価法によっております。評価差額は全部純資産直入法により処理し，売却原価は移動平均法により算定しております。

時価のないものについては，移動平均法による原価法によっております。

２　重要な減価償却資産の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除く）

当社

定額法を採用しております。

連結子会社

定率法を採用しております。ただし，平成10年４月以降に取得した建物（附属設備を除く）については，定額法を採用しております。

なお，主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	15年～50年
情報システム機器	２年～８年

②　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお，自社利用のソフトウェアの償却年数については，社内における利用可能期間（主として５年）に基づいております。

③　リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし，残存価格を零とする定額法を採用しております。

なお，所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち，リース取引開始日が平成20年３月31日以前のリース取引については，通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

④　長期前払費用

均等償却によっております。

なお，償却期間については，法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

3　外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は，連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し，換算差額は損益として処理しております。

4　重要な引当金の計上基準

①　貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため，一般債権については貸倒実績率により，貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し，回収不能見込額を計上しております。

②　賞与引当金

従業員の賞与の支払いに備えるため，支給見込額のうち当連結会計年度に対応する見積額を計上しております。

③　役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払いに備えるため，支給見込額のうち当連結会計年度に対応する見積額を計上しております。

④　システム変更損失引当金

連結子会社において有価証券の売買に係る基幹システムの変更による損失に備えるため，システム変更によるリース解約金等の見込額を計上しております。

⑤　退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため，当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき，当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異は，発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。

過去勤務債務については，その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により発生した連結会計年度から費用処理することとしております。

なお，連結子会社の退職給付債務の計算は簡便法によっております。

5　その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(5) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価方法は，全面時価評価法によっております。

(6) のれん及び負ののれんの償却に関する事項

負ののれんは，３年間で均等償却しております。

(7) 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

連結の範囲の変更

当連結会計年度から，新たに取得した株式会社ジャスダック証券取引所及び株式会社ジャスダック・システムソリューション２社を連結の範囲に含め，連結計算書類を作成しております。

2　連結貸借対照表に関する注記

(1) 記載金額は，百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　　　4,585百万円

(3) 偶発債務

株式会社日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」という。）他５社と締結した「損失補償契約書」に基づき，現物取引の清算業務に関し，クリアリング機構の清算参加者による損失補償対象債務の不履行，または不履行の恐れが生じたことに起因して，クリアリング機構に生じた損失に対して，他の損失補償人と連帯して，平成14年９月30日現在におけるそれぞれの違約損失準備金相当額を限度として，上記不履行の発生した時点またはクリアリング機構が債務不履行の恐れがあると認定を行った時点におけるクリアリング機構への出資比率に応じて，当該損失を補償することとなっております。

なお，当社グループの損失補償限度額は3,569百万円であります。

(4) 取引証拠金特定資産等

当社では，約定時から決済時までにおける清算参加者の債務不履行により被るリスクを担保するため，各清算参加者から取引証拠金等の預託を受けております。これらについて，当社の規則上他の資産と区分して管理されているため，連結貸借対照表上，その目的ごとに区分して表示しております。

(5) 担保受入金融資産の時価評価額

連結貸借対照表に計上していない代用有価証券の時価評価額は以下のとおりであります。

取引証拠金代用有価証券　　　639,109百万円
信認金代用有価証券　　　414百万円
清算預託金代用有価証券　　　30,366百万円

上記代用有価証券は，有価証券の売買等の契約不履行の発生時等において処分権を有するものであります。

3　連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 記載金額は，百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 発行済株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増　加	減　少	当連結会計年度末
普通株式(株)	270,000	—	—	270,000

(3) 配当に関する事項

ａ　配当金支払額

決　議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	１株当たり配当額(円)	基 準 日	効力発生日
平成20年６月20日定時株主総会	普通株式	1,350	5,000	平成20年３月31日	平成20年６月23日
平成20年10月28日取締役会	普通株式	1,080	4,000	平成20年９月30日	平成20年12月１日

ｂ　基準日が当連結会計年度に属する配当のうち，配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成21年６月19日開催の定時株主総会の議案として，普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

配当金の総額　　　1,215百万円
１株当たり配当額　　　4,500円
基準日　　　平成21年３月31日
効力発生日　　　平成21年６月22日

なお，配当原資については，利益剰余金とすることを予定しております。

4　税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
税法上の繰越欠損金	2,093百万円
退職給付引当金	956百万円
システム変更損失引当金	583百万円
減損損失	400百万円
無形固定資産減価償却	320百万円
有形固定資産減価償却	271百万円
固定資産臨時償却費	143百万円
研究開発費	296百万円
長期前払費用償却	107百万円
賞与引当金	79百万円
ゴルフ会員権評価額	103百万円
投資有価証券評価損	70百万円
長期未払金	79百万円
貸倒引当金	34百万円
未払事業税	130百万円
その他	104百万円
繰延税金資産小計	5,773百万円
評価性引当額	△3,684百万円
繰延税金資産合計	2,089百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△26百万円
繰延税金負債合計	△26百万円
繰延税金資産の純額	2,062百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの，当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	40.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.1%
税額控除	△0.3%
住民税均等割	0.1%
評価性引当額	△11.9%
その他	△0.7%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.0%

5　１株当たり情報に関する注記

(1)　１株当たり純資産額　　　　　　　　　　　　　　　163,971円39銭

１株当たり純資産額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

連結貸借対照表の純資産の部の合計額	(百万円)	46,396
普通株式に係る純資産額	(百万円)	44,272
差額の主な内訳 少数株主持分	(百万円)	2,124
普通株式の発行済株式数	(株)	270,000
普通株式の自己株式数	(株)	―
１株当たり純資産の算定に用いられた普通株式の数	(株)	270,000

(2)　１株当たり当期純利益　　　　　　　　　　　　　　　23,603円30銭

１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

連結損益計算書上の当期純利益	(百万円)	6,372
普通株式に係る当期純利益	(百万円)	6,372
普通株式の期中平均株式数	(株)	270,000

6　有価証券に関する注記

(1)　満期保有目的の債券で時価のあるもの

区　分		連結貸借対照表計上額(百万円)	時　価(百万円)	差　額(百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債・地方債	4,499	4,513	13
	合計	4,499	4,513	13

(2)　その他有価証券で時価のあるもの

区　分	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	差　額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
債券	9,050	9,042	△8
株式	356	356	―
合　計	9,407	9,399	△8

(注)　表中の株式の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。なお，当連結会計年度においてその他有価証券で時価のある株式について減損処理を行い，投資有価証券評価損173百万円を計上しております。

(3)　当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自　平成20年４月１日　至　平成21年３月31日）

該当事項はありません。

(4)　当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自　平成20年４月１日　至　平成21年３月31日）

該当事項はありません。

(5) 時価評価されていない主な有価証券の内訳及び連結貸借対照表計上額

区　　分	連結貸借対照表計上額(百万円)
その他有価証券	
a　非上場株式	950
b　金銭信託	10
合　　計	960

(6) その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の連結決算日後の償還予定額

区　　分	1年以内(百万円)	1年超5年以内(百万円)	5年超10年以内(百万円)	10 年 超(百万円)
満期保有目的の債券				
国債・地方債	3,000	1,500	—	—
小　　計	3,000	1,500	—	—
その他有価証券				
国債・地方債	3,000	6,000	—	—
小　　計	3,000	6,000	—	—
合　　計	6,000	7,500	—	—

(7) 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの
子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

7　退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要
当社及び連結子会社は，確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。

(2) 退職給付債務に関する事項

①　退職給付債務	1,833百万円
②　未積立退職給付債務	1,833百万円
③　未認識数理計算上の差異	501百万円
④　未認識過去勤務債務	19百万円
⑤　退職給付引当金（②+③+④）	2,353百万円

(注)　連結子会社の退職給付債務の計算は簡便法によっております。

(3) 退職給付費用に関する事項

①　勤務費用	100百万円
②　利息費用	18百万円
③　数理計算上の差異の費用処理	△83百万円
④　過去勤務債務の費用処理	△2百万円
⑤　退職給付費用（①+②+③+④）	33百万円

(注) 1　過去勤務債務の費用処理額については，過去勤務債務に係る減額費用処理額であります。
2　簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は，「①勤務費用」に計上しております。

(4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

①　退職給付見込額の期間配分法	期間定額基準
②　割引率	1.5%
③　数理計算上の差異の処理年数	10年（発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。）
④　過去勤務債務の処理年数	10年（発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により発生した事業年度から費用処理することとしております。）

8　企業結合に関する注記

(パーチェス法の適用)

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容，企業結合を行った主な理由，企業結合日，企業結合の法的形式，結合後企業の名称及び取得した議決権比率

被取得企業の名称	株式会社ジャスダック証券取引所
被取得企業の事業の内容	有価証券の売買又は市場デリバティブ取引を行うための市場施設の提供，相場の公表及び有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の公正の確保その他取引所金融商品市場の開設に係る業務等
企業結合を行った理由	当社が被取得企業を子会社化した上で将来的に当社と被取得企業の開設・運営している新興市場をグループ化することで，国内新興市場におけるリーディング・マーケットを形成し，強い競争力を背景とした市場の質の向上に努めることが，当社及び被取得企業の直面する課題の有力な解決策となるとともに，我が国資本市場の国際競争力の強化にも繋がるものと考えています。
企業結合日	平成20年12月25日
企業結合の法的形式	公開買付による株式取得
結合後企業の名称	株式会社ジャスダック証券取引所
取得した議決権比率	76.1%

(2) 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

平成21年１月１日から平成21年３月31日

(3) 被取得企業の取得原価及びその内訳

株式取得対価	
㈱ジャスダック証券取引所の株式	5,327百万円
株式取得に直接要した支出額	
デューデリジェンス費用等	533百万円
取得原価	5,860百万円

なお，すべて現金で支出しております。

(4) 発生した負ののれんの金額等

① 負ののれんの金額

933百万円

② 負ののれんの発生理由

被取得企業の資産及び負債を企業結合日の時価で算定した額(純額)が，取得原価合計を上回ることにより発生しております。

③ 負ののれんの償却

負ののれんは，３年間で均等償却しております。

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

資産の額	
流動資産	4,761百万円
固定資産	8,658百万円
資産計	13,419百万円
負債の額	
流動負債	3,358百万円
固定負債	1,134百万円
負債計	4,492百万円

(6) 企業結合日が当連結会計年度開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額

営業収益	4,091百万円
営業損失	971百万円
経常損失	437百万円
税金等調整前当期純損失	473百万円
当期純損失	252百万円
１株当たり当期純損失	△935円79銭

貸 借 対 照 表

(平成21年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**478,626**	**流動負債**	**453,973**
現金及び預金	26,128	短期借入金	0
営業未収入金	1,623	未払金	442
有価証券	3,011	未払費用	661
前払費用	108	未払法人税等	1,584
取引証拠金特定資産	426,985	未払消費税等	70
清算預託金特定資産	20,058	預り金	3,908
繰延税金資産	263	取引証拠金	426,985
その他	455	清算預託金	20,058
貸倒引当金	△7	賞与引当金	139
固定資産	**22,320**	役員賞与引当金	38
有形固定資産	**3,122**	その他	83
建物	1,338	**固定負債**	**2,750**
構築物	3	長期借入金	1
情報システム機器	1,351	長期預り金	507
工具器具備品	110	信認金	286
土地	96	退職給付引当金	1,652
建設仮勘定	221	その他	301
無形固定資産	**7,752**	**負債合計**	**456,723**
ソフトウェア	6,695	**純資産の部**	
ソフトウェア仮勘定	1,046	**株主資本**	**44,223**
その他	10	**資本金**	**4,723**
投資その他の資産	**11,445**	**資本剰余金**	**4,825**
投資有価証券	2,699	資本準備金	4,825
関係会社株式	5,860	**利益剰余金**	**34,674**
長期前払費用	59	利益準備金	322
長期貸付金	29	その他利益剰余金	34,351
差入保証金	184	違約損失準備金	2,569
信認金特定資産	286	先物取引等違約損失準備金	7,011
長期繰延税金資産	1,826	別途積立金	5,302
その他	551	繰越利益剰余金	19,468
貸倒引当金	△51	**純資産合計**	**44,223**
資産合計	**500,947**	**負債・純資産合計**	**500,947**

損益計算書

（平成20年４月１日から 平成21年３月31日まで）

(単位：百万円)

科目	金	額
営業収益		**18,902**
参加者料金	12,165	
上場賦課金	1,315	
機器・情報提供料	5,185	
その他	235	
販売費及び一般管理費		**11,177**
営業利益		**7,725**
営業外収益		**1,636**
受取利息	1,566	
受取配当金	49	
その他	21	
営業外費用		**29**
支払利息	12	
その他	17	
経常利益		**9,331**
特別利益		**66**
貸倒引当金戻入額	61	
取引参加者過怠金	5	
特別損失		**601**
固定資産臨時償却費	352	
投資有価証券評価損	173	
その他	75	
税引前当期純利益		**8,796**
法人税，住民税及び事業税		3,621
法人税等調整額		△1,143
当期純利益		**6,318**

株主資本等変動計算書

（平成20年４月１日から
平成21年３月31日まで）

(単位：百万円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
平成20年３月31日残高	4,723	4,825	4,825
事業年度中の変動額			
剰余金の配当	―	―	―
当期純利益	―	―	―
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	―	―	―
事業年度中の変動額合計	―	―	―
平成21年３月31日残高	4,723	4,825	4,825

	株主資本						
	利益剰余金						株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計	
		違約損失準備金	先物取引等違約損失準備金	別途積立金	繰越利益剰余金		
平成20年３月31日残高	322	2,569	7,011	5,302	15,580	30,786	40,335
事業年度中の変動額							
剰余金の配当	―	―	―	―	△2,430	△2,430	△2,430
当期純利益	―	―	―	―	6,318	6,318	6,318
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	―	―	―	―	―	―	―
事業年度中の変動額合計	―	―	―	―	3,888	3,888	3,888
平成21年３月31日残高	322	2,569	7,011	5,302	19,468	34,674	44,223

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成20年３月31日残高	71	71	40,406
事業年度中の変動額			
剰余金の配当	―	―	△2,430
当期純利益	―	―	6,318
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△71	△71	△71
事業年度中の変動額合計	△71	△71	3,817
平成21年３月31日残高	―	―	44,223

個　別　注　記　表

（平成20年４月１日から
　平成21年３月31日まで）

1　重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①　満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

②　子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

③　その他有価証券

時価のあるものについては，主として期末日前１ヶ月の市場価格平均に基づく時価法によっております。評価差額は全部純資産直入法により処理し，売却原価は移動平均法により算定しております。

時価のないものについては，移動平均法による原価法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお，主な耐用年数は以下のとおりであります。

建　　　　物	15年～50年
情報システム機器	２年～６年

②　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお，自社利用のソフトウェアの償却年数については，当社における利用可能期間（主として５年）に基づいております。

③　リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし，残存価格を零とする定額法を採用しております。

なお，所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち，リース取引開始日が平成20年３月31日以前のリース取引については，通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

④　長期前払費用

均等償却によっております。

なお，償却期間については，法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(3) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は，決算日の直物為替相場により円貨に換算し，換算差額は損益として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

①　貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため，一般債権については貸倒実績率により，貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し，回収不能見込額を計上しております。

②　賞与引当金

従業員の賞与の支払いに備えるため，支給見込額のうち当期に対応する見積額を計上しております。

③　役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払いに備えるため，支給見込額のうち当期に対応する見積額を計上しております。

④　退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため，当期末における退職給付債務の見込額に基づき，当期末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異については，発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。

過去勤務債務については，その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により発生した事業年度から費用処理することとしております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2　貸借対照表に関する注記

(1) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　　4,556百万円

(3) 偶発債務

株式会社日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」という。）他６社と締結した「損失補償契約書」に基づき，現物取引の清算業務に関し，クリアリング機構の清算参加者による損失補償対象債務の不履行，または不履行の恐れが生じたことに起因して，クリアリング機構に生じた損失に対して，他の損失補償人と連帯して，平成14年９月30日現在におけるそれぞれの違約損失準備金相当額を限度として，上記不履行の発生した時点またはクリアリング機構が債務不履行の恐れがあると認定を行った時点におけるクリアリング機構への出資比率に応じて，当該損失を補償することとなっております。

なお，当社の損失補償限度額は2,569百万円であります。

(4) 取引証拠金特定資産等

当社では，約定時から決済時までにおける清算参加者の債務不履行により被るリスクを担保するため，各清算参加者から取引証拠金等の預託を受けております。これらについて，当社の規則上他の資産と区分して管理されているため，貸借対照表上，その目的ごとに区分して表示しております。

(5) 担保受入金融資産の時価評価額

貸借対照表に計上していない代用有価証券の時価評価額は以下のとおりであります。

取引証拠金代用有価証券	639,109百万円
信認金代用有価証券	230百万円
清算預託金代用有価証券	30,366百万円

上記代用有価証券は，有価証券の売買等の契約不履行の発生時等において処分権を有するものであります。

3　損益計算書に関する注記

記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

4　株主資本等変動計算書に関する注記

記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

5　税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	671百万円
無形固定資産減価償却	178百万円
有形固定資産減価償却	239百万円
固定資産臨時償却費	143百万円
貸倒引当金	24百万円
研究開発費	296百万円
長期前払費用償却	101百万円
賞与引当金	56百万円
ゴルフ会員権評価額	57百万円
投資有価証券評価損	70百万円
長期未払金	32百万円
未払事業税	130百万円
その他	88百万円
繰延税金資産小計	2,089百万円
評価性引当額	―
繰延税金資産合計	2,089百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	―
繰延税金負債合計	―
繰延税金資産の純額	2,089百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの，当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	40.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.1%
税額控除	△0.3%
住民税均等割	0.1%
評価性引当額	△12.0%
その他	△0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.2%

6　リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

・リース資産の内容

有形固定資産

金融商品市場開設に係る事業における管理設備及び売買関連設備（情報システム機器）であります。

・リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「(2)固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお，リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外のファイナンス・リース取引について，通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており，その内容は次のとおりであります。

① リース物件の取得価額相当額，減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額(百万円)	減価償却累計額相当額(百万円)	期末残高相当額(百万円)
情報システム機器	24	21	2

② 未経過リース料期末残高相当額

１年以内	2百万円
１年超	―百万円
合計	2百万円

③ 支払リース料，減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	5百万円
減価償却費相当額	4百万円
支払利息相当額	0百万円

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし，残存価額を零とする定額法によっております。

⑤ 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし，各期への配分方法については，利息法によっております。

7　１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　　163,790円59銭

１株当たり純資産額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

貸借対照表の純資産の部の合計額	(百万円)	44,223
普通株式に係る純資産額	(百万円)	44,223
差額の主な内訳	(百万円)	―
普通株式の発行済株式数	(株)	270,000
普通株式の自己株式数	(株)	―
１株当たり純資産の算定に用いられた普通株式の数	(株)	270,000

(2) １株当たり当期純利益　　23,400円77銭

１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

損益計算書上の当期純利益	(百万円)	6,318
普通株式に係る当期純利益	(百万円)	6,318
普通株主に帰属しない金額	(百万円)	―
普通株式の期中平均株式数	(株)	270,000

8　有価証券に関する注記

(1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

区　　分		貸借対照表計上額 (百万円)	時　　価 (百万円)	差　　額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債・地方債	4,499	4,513	13
合　　計		4,499	4,513	13

(2) その他有価証券で時価のあるもの

区　　分	取得原価 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	差　　額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	356	356	—
合　　計	356	356	—

(注)　表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。なお，当事業年度において，その他有価証券で時価のある株式について減損処理を行い，投資有価証券評価損173百万円を計上しております。

(3) 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自　平成20年４月１日　至　平成21年３月31日）
該当事項はありません。

(4) 当事業年度中に売却したその他有価証券（自　平成20年４月１日　至　平成21年３月31日）
該当事項はありません。

(5) 時価評価されていない主な有価証券の内訳及び貸借対照表計上額

区　　分	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	5,860
その他有価証券	
①　非上場株式	844
②　金銭信託	10
合　　計	6,714

(6) その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額

区　　分	１年以内 (百万円)	１年超５年以内 (百万円)	５年超10年以内 (百万円)	10 年 超 (百万円)
満期保有目的の債券				
国債・地方債	3,000	1,500	—	—
合　　計	3,000	1,500	—	—

(7) 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの
子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

9　退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。

(2) 退職給付債務に関する事項

①	退職給付債務	1,132百万円
②	未積立退職給付債務	1,132百万円
③	未認識数理計算上の差異	501百万円
④	未認識過去勤務債務	19百万円
⑤	退職給付引当金（②＋③＋④）	1,652百万円

(3) 退職給付費用に関する事項

①	勤務費用	79百万円
②	利息費用	18百万円
③	数理計算上の差異の費用処理	△83百万円
④	過去勤務債務の費用処理	△2百万円
⑤	退職給付費用（①＋②＋③＋④）	12百万円

(注)　過去勤務債務の費用処理額については，過去勤務債務に係る減額費用処理額であります。

(4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

①	退職給付見込額の期間配分法	期間定額基準
②	割引率	1.5%
③	数理計算上の差異の処理年数	10年（発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。)
④	過去勤務債務の処理年数	10年（発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により発生した事業年度から費用処理することとしております。)

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成21年５月13日

株式会社大阪証券取引所

取締役会　御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	目加田　雅　洋	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	小　堀　孝　一	㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社大阪証券取引所の平成20年４月１日から平成21年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大阪証券取引所及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成21年５月13日

株式会社大阪証券取引所

取締役会　御中

あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　目 加 田　雅　洋　㊞

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　小　堀　孝　一　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社大阪証券取引所の平成20年４月１日から平成21年３月31日までの第８期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書 謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は，平成20年４月１日から平成21年３月31日までの第８期事業年度の取締役の職務の執行に関して，各監査役が作成した監査報告書に基づき，審議の上，本監査報告書を作成し，以下のとおり報告いたします。

１　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は，監査の方針，職務の分担等を定め，各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか，取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け，必要に応じて説明を求めました。

各監査役は，監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し，監査の方針，職務の分担等に従い，取締役，内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り，情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに，取締役会その他重要な会議に出席し，取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け，必要に応じて説明を求め，重要な決裁書類等を閲覧し，本社及び東京支社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また，取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の状況を監視及び検証いたしました。子会社については，子会社の取締役及び監査委員等と意思疎通及び情報の交換を図り，必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき，当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに，会計監査人が独立の立場を保持し，かつ，適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに，会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け，必要に応じて説明を求めました。また，会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け，必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき，当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表，損益計算書，株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表，連結損益計算書，連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２　監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は，法令及び定款に従い，会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また，当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても，指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)　連結計算書類の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年５月15日

株式会社大阪証券取引所　監査役会

常勤監査役　中　野　　實　㊞

監　査　役　大　津　隆　文　㊞

監　査　役　岩　城　　裕　㊞

(注)　監査役大津隆文及び監査役岩城　裕は，会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の配当の件

当社は，株主の皆様への利益還元を重要な経営課題と認識しております。

当社は，取引所としての競争力強化と自主規制機能の向上のためのシステム開発や清算機関としてのリスクへの備えを目的とした内部留保の重要性に留意しつつ，安定的かつ継続的な配当を実施することを基本とし，業績の進捗状況に応じて配当性向等を勘案のうえ，積極的に利益還元を行う方針です。具体的には，配当性向を40％程度としつつ，純資産配当率（DOE）４％程度（注）を下限の目途として，配当を実施したいと考えております。

この方針に基づき，当期の期末配当金につきましては，１株当たり4,500円とさせていただきたいと存じます。これにより，当期の年間配当金は中間配当金4,000円を含めて8,500円となり，前事業年度に比べ500円の増配となります。

(注）純資産から違約損失準備金及び先物取引等違約損失準備金を控除して算出しております。

本議案に関する事項

(1) 配当財産の種類及び帳簿価額の総額
　金銭　1,215,000,000円

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項
　１株につき4,500円

(3) 剰余金の配当がその効力を生じる日
　平成21年６月22日

第２号議案　定款一部変更の件

１　変更の理由

(1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号)」が平成21年１月５日に施行され，当社の株式は,「社債，株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号)」に基づき株式振替制度に移行（いわゆる株券の電子化）されました。これに伴い実質株主，実質株主名簿，株券喪失登録簿及び手数料に関する規定の削除並びに必要な付則の新設及び表現方法の変更を行うものであります。

(2) 新商品の導入や取引参加者の多様化に備え，取引参加者の処分に関する規定について所要の整備を行うものであります。

(3) 既に効力発生日を経過して，不要となっている付則を削除するものであります。

2　変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更箇所であります。)

現　　行　　定　　款	変　　　更　　　案
(取引参加者の処分) 第９条　当社は，法令，法令に基づく行政官庁の処分若しくは当社の規則に違反し，又は取引の信義則に背反する行為をした取引参加者に対し，当社が別に定める業務規程により，過怠金を課し，その者の当社の市場における有価証券の売買等若しくはその有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限を命じ，又は取引資格の取消しをすることができる。	(取引参加者の処分) 第９条　当社は，取引参加者が法令，法令に基づいてする行政官庁の処分又は当社の規則に違反した場合，取引の信義則に背反する行為をした場合その他の業務規程で定める処分事由に該当した場合は，その定めるところにより，過怠金の賦課，当社の市場における有価証券の売買等又はその有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は制限，取引資格の取消しその他の処分を行うことができる。
(株主名簿管理人) 第13条　　　　(条文省略) ２　　　　　　(条文省略) ３　当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。），新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿，新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は，これを株主名簿管理人に委託し，当社においては取り扱わない。	(株主名簿管理人) 第13条　　　　(現行どおり) ２　　　　　　(現行どおり) ３　当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成及び備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は，これを株主名簿管理人に委託し，当社においては取り扱わない。
(株式取扱規程) 第14条　当社の株式に関する取扱い及び手数料は，法令又は本定款のほか，取締役会において定める株式取扱規程による。	(株式取扱規程) 第14条　当社の株式に関する取扱いは，法令又は本定款のほか，取締役会において定める株式取扱規程による。
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第16条の３　当社は，株主総会の招集に際し，株主総会参考書類，事業報告，計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を，法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより，株主（実質株主を含む。以下同じ。）に対して提供したものとみなすことができる。	(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第16条の３　当社は，株主総会の招集に際し，株主総会参考書類，事業報告，計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を，法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより，株主に対して提供したものとみなすことができる。

現　行　定　款	変　更　案
付　則	(削　る)
1　本定款は，平成19年７月６日から施行する。	(削　る)
2　第２章の見出し，第７条並びに第33条の改正及び第２条，第５条，第８条，第22条並びに第25条の改正のうち金融商品取引法施行に伴う改正は，金融商品取引法の施行の日からその効力を生ずるものとする。	(削　る)
3　第５章の見出し及び第29条の３の改正は，金融商品取引法の施行の日から１か月以内で取締役会が定める日からその効力を生ずるものとする。	(削　る)
(新　設)	付　則
(新　設)	1　本定款は，平成　年　月　日から施行する。
(新　設)	2　当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は，これを株主名簿管理人に委託し，当社においては取り扱わない。
(新　設)	3　前項及び本項は，平成22年１月６日をもってこれを削るものとする。

第３号議案　取締役２名選任の件

取締役 小林 いずみは平成20年11月14日をもって，取締役 松本 学は平成21年１月16日をもって，それぞれ辞任いたしました。また，取締役 小島茂夫は平成21年６月15日をもって辞任いたしますので，これらの補充として取締役２名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴，地位，担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社株式数
1	山　澤　光太郎 (昭和31年10月８日生)	昭和55年４月　日本銀行入行 昭和59年５月　ペンシルバニア大学留学(MBA取得) 平成12年６月　日本銀行人事局人事課長 平成16年３月　日本銀行函館支店長 平成18年７月　当社調査役 平成18年９月　当社執行役員 平成20年６月　当社常務執行役員（現任)	—
2	森　本　　滋 (昭和21年３月28日生)	昭和44年４月　京都大学法学部助手 昭和46年８月　京都大学法学部助教授 昭和58年６月　京都大学法学部教授 平成４年４月　京都大学大学院法学研究科教授 平成21年４月　同志社大学司法研究科教授(現任)	—

(注) １　各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２　森本 滋は，社外取締役候補者であります。
３　社外取締役候補者とした理由
森本 滋は，学識経験者としての専門的見地から企業法務に関する高い見識を当社の経営に反映することができるため，社外取締役としての選任をお願いするものであります。
４　社外取締役候補者が過去に社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与していない者であるときは，当該経営に関与したことがない候補者であっても社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと当社が判断した理由
森本 滋は，大学教授としての高度な専門知識と高い見識を有しているため，社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと考えております。
５　社外取締役との責任限定契約の締結
社外取締役の選任が承認された場合，当社は，森本 滋との間で会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
当該責任限定契約に基づく賠償責任限度額は，金100万円と法令の定める最低限度額のいずれか高い額となります。

第４号議案　監査役３名選任の件

監査役３名は本総会終結の時をもって任期満了となりますので，監査役３名の選任をお願いするものであります。

なお，本議案につきましては，監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番　号	氏　名 (生 年 月 日)	略歴，地位，担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社株式数
1	金　田　尚　武 (昭和22年３月９日生)	昭和44年４月　大阪証券取引所入所 平成13年７月　当社業務本部決済管理グループリーダー 平成14年６月　当社常勤監査役 平成16年６月　当社取締役 平成17年６月　平和不動産㈱監査役（現任） 平成17年８月　財団法人日本証券経済研究所理事（現任）	6株
2	岩　城　　裕 (昭和34年３月12日生)	昭和61年４月　司法研修所入所 平成元年４月　弁護士登録（大阪弁護士会）(現任) 平成15年９月　岩城・松井法律事務所（現梅田新道法律事務所）開設(現任) 平成16年６月　当社補欠監査役 平成19年４月　当社監査役（現任）	2株
3	中　務　裕　之 (昭和32年12月21日生)	昭和56年10月　デロイト・ハスキンズ・アンド・セルズ公認会計士共同事務所（現監査法人トーマツ）入所 昭和59年９月　公認会計士登録 昭和63年10月　税理士登録 平成元年11月　中務公認会計士・税理士事務所設立，同事務所代表(現任) 平成19年６月　日本公認会計士協会近畿会会長（現任）	―

(注) 1　各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2　岩城　裕及び中務　裕之は，社外監査役候補者であります。

3　社外監査役候補者とした理由

岩城　裕は，弁護士として長年培われた法律に関する専門的な知識を，当社の監査体制に活かすことができるため，社外監査役として選任をお願いするものであります。

中務　裕之は，公認会計士及び税理士として長年培われた財務及び会計に関する専門的な知識を，当社の監査体制に活かすことができるため，社外監査役として選任をお願いするものであります。

4　社外監査役候補者が過去に社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与していない者であるときは，当該経営に関与したことがない候補者であっても社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと当社が判断した理由

岩城　裕は，弁護士としての高度な専門的知識と高い見識を有しているため，社外監査役としての職務を適切に遂行することができると考えております。

中務　裕之は，公認会計士及び税理士としての高度な専門的知識と高い見識を有しているため，社外監査役としての職務を適切に遂行することができると考えております。

5　社外監査役との責任限定契約の締結

当社は，社外監査役岩城　裕との間で会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

社外監査役の選任が承認された場合，当社は，岩城　裕との間で当該責任限定契約を継続するとともに，新たに中務　裕之との間で同責任限定契約を締結する予定であります。

当該責任限定契約に基づく賠償責任限定額は，金100万円と法令の定める最低限度額のいずれか高い額となります。

6　社外監査役候補者が社外監査役に就任してからの年数

岩城　裕の社外監査役の在任期間は，本定時株主総会終結の時をもって２年３か月であります。

第５号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて，あらかじめ補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

本議案の選任の効力は，就任前に限り，監査役会の同意を得たうえで，取締役会の決議により，その選任を取り消すことができるものとさせていただきたいと存じます。

なお，本議案につきましては，監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏　名 (生 年 月 日)	略歴，地位，担当及び他の法人等の代表状況	所有する 当社株式数
松　井　俊　輔 (昭和36年１月13日生)	平成５年４月　弁護士登録（大阪弁護士会）（現任） 平成10年４月　松井俊輔法律事務所開設 平成15年９月　岩城・松井法律事務所（現梅田新道法律事務所）開設（現任） 平成16年４月　大阪簡易裁判所調停委員（現任） 平成19年６月　当社補欠監査役（現任）	―

(注) 1　候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2　松井 俊輔は，補欠社外監査役候補者であります。

3　補欠社外監査役候補者とした理由

松井 俊輔は，弁護士として長年培われた法律に関する専門的な知識を，当社の監査体制に活かすことができるため，補欠社外監査役として選任をお願いするものであります。

4　社外監査役候補者が過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与していない者であるときは，当該経営に関与したことがない候補者であっても社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと当社が判断した理由

松井 俊輔は，弁護士としての高度な専門的知識と高い見識を有しているため，社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと考えております。

5　社外監査役との責任限定契約の締結

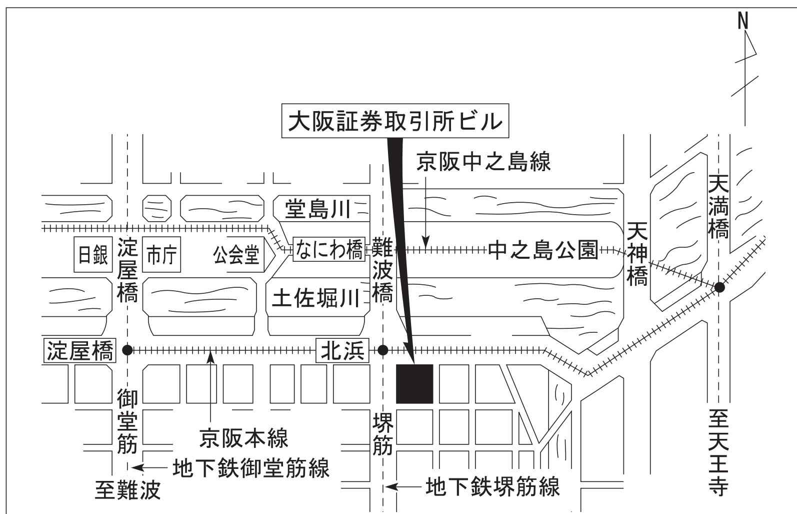
当社は，補欠監査役の選任が承認され，松井俊輔が社外監査役に就任された場合には，会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

当該責任限定契約に基づく賠償責任限度額は，金100万円と法令の定める最低限度額のいずれか高い額となります。

以　上

MEMO

株主総会会場ご案内図



会　場　　大阪市中央区北浜一丁目８番16号
大阪証券取引所ビル　３階　北浜フォーラム
TEL　06（6202）2311㈹

(交通機関)

・北浜駅(地下鉄堺筋線１Ｂ出口・京阪本線27番出口)…徒歩約１分

・なにわ橋駅(京阪中之島線４番出口)…徒歩約４分

・淀屋橋駅(地下鉄御堂筋線２番出口・京阪本線20番出口)…徒歩約７分

(お願い）当社専用の駐車場はございませんので，お車でのご来場はご遠慮ください。